平成２７年（フ）第９９１８号
東京都台東区千束３丁目11－２　山谷マック
破産者　打越　浩之
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９９２２号
東京都世田谷区喜多見５丁目２－10　第二野川コーポ101
破産者　中山　邦夫
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１６０６号
札幌市手稲区手稲本町２条４丁目１番５
破産者　株式会社オールウェイズ
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５６６号
仙台市泉区長命ケ丘６丁目12番地の11
破産者　有限会社ユニオンサービス
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２６５号
群馬県伊勢崎市三室町5940
破産者　合同会社ワークガイド
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１０９２号
横浜市金沢区釜利谷南４丁目28番Ｂ－107号
破産者　安岡　英彦
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５４６号
横浜市磯子区馬場町５番19号　タウンパドックＰＩ　102号
破産者　齋藤　幸子
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７５７号
横浜市青葉区田奈町30番地１　ヒュアフォレストＴＡＫＥＦＵ　１－303
破産者　平川　徳仁
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７７０号
川崎市宮前区有馬６丁目19番16－201号
ノール有馬
破産者　尾崎　博彦
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８５１号
横浜市瀬谷区三ツ境58番地２　ウイングマツシタ201
破産者　松下　悟司
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２６２号
神奈川県厚木市緑ヶ丘４丁目２番411号
破産者　金山　武夫
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３５４号
神奈川県厚木市旭町５丁目43番22－902号
破産者　歌田　広志
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４２８号
神奈川県厚木市三田631番地２　エスポワール201
破産者　須田　伸也
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第９２号
金沢市白菊町14番25号　セジュール華101号
破産者　小中登志子
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７７号
長野県茅野市玉川1767番地37
破産者　兒玉　有司
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２９１号
愛知県安城市今池町３丁目２番43号　シャングリラ今池303、前住所愛知県安城市今池町２丁目２番13号　コープ野村新安城南壱番館311
破産者　石岡　ゆか
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第３５５号
愛知県安城市今池町３丁目２番43号　シャングリラ今池303、前住所愛知県安城市今池町２丁目２番13号　コープ野村新安城南壱番館311
破産者　ユーズドカーアップスこと　石岡　良之
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第３４号
愛知県岡崎市元能見町158番地
破産者　畔柳　　修
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１９３号
愛知県西尾市戸ケ崎５丁目４番地８
破産者　山本潤一郎
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係